

（趣旨）

第1条 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。以下「法」という。）の施行については、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号。以下「政令」という。）及び地すべり等防止法施行規則（昭和33年農林省・建設省令第1号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（地すべり防止工事の施行に関する承認の申請）

第2条 法第11条第1項の規定により地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について知事の承認を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第11条第1項の規定による知事の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、当該承認に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第2号様式の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（地すべり防止区域等における行為の許可の申請）

第3条 法第18条第1項各号の行為について同条同項の規定による許可を受けようとする者は、別記第3号様式の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）当該行為に係る事業計画の概要を記載した書類
- （2）法第18条第1項第1号、第2号又は第4号の行為で施設又は工作物の新築又は改良を伴うものに係る申請にあつては、当該施設又は工作物の名称若しくは種類、工事方法及び設計図（計画線の入った縦断面図、横断面図及び構造図）
- （3）法第18条第1項第3号又は第5号の行為に係る申請にあつては、当該行為に係る土地の計画地盤面を記載した実測縦断面図及び横断面図並びに当該行為の他に及ぼす影響及びその対策を記載した書類
- （4）前号の行為で土石その他の物件の集積を伴うものに係る申請にあつては、その種類、数量、集積の方法及び1平方メートル当たりの載荷重量を記載した書類
- （5）知事以外の者がその権原に基づき管理する土地における行為に係る申請にあつては、当該行為について申請者がその権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書類
- （6）当該行為に関し、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、当該処分を受けていることを示す書類又は受ける見込みが十分であることを示す書類

2 知事は、前項各号に掲げる書類のほか、必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3 前2項（第1項第2号を除く。）の規定は、法第42条第1項各号の行為につき、同条同項の規定による許可を受けようとする者について準用する。この場合において、第1項第3号中「法第18条第1項第3号又は第5号」とあるのは「法第42条第1項第3号から第5号まで」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成22年規則17号〕

（許可の期間）

第4条 法第18条第1項及び法第42条第1項の許可の期間は、1年以内とする。

2 法第18条第1項又は法第42条第1項の規定による知事の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可の期間満了後引き続き当該行為の許可を受けようとするときは、第3条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下第6条において同じ。）の規定にかかわらず、当該許可の期間満了の日の1月前までに別記第4号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

（許可事項の変更）

第5条 許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、別記第5号様式の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認及び許可の通知）

第6条 知事は、第2条第1項、第3条第1項及び第4条第2項の申請について承認又は許可をした

ときは、当該承認又は許可の申請をした者に対し、別記第6号様式の承認書又は許可書を交付するものとする。

(完了届等)

第7条 承認を受けた者及び許可を受けた者は、当該承認又は許可に係る工事又は行為を完了し、又は廃止したときは、別記第7号様式により知事に届け出なければならない。

(軽微な行為等の指定)

第8条 知事は、政令第4条第1項第4号若しくは同条第2項第6号又は政令第5条第2項第3号、同条第3項第1号若しくは同項第2号の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

一部改正〔平成22年規則17号〕

(申請等の経由及び方法)

第9条 この規則の規定に基づく知事への申請及び届出は、所轄の総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

2 前項の申請及び届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成22年規則45号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年8月31日規則第99号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成元年3月31日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則 (平成22年3月31日規則第45号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記第1号様式

(第2条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成元年68号・22年17号〕

別記第2号様式

(第2条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成元年68号・22年17号〕

別記第3号様式

(第3条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成元年68号・22年17号〕

別記第4号様式

(第4条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成元年68号・22年17号〕

別記第5号様式

(第5条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成元年68号・22年17号〕

別記第6号様式

(第6条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成元年68号・22年17号〕

別記第7号様式

(第7条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成元年68号・22年17号〕